

項 目	内 容
認証契約を締結した期日 及び認証番号	平成20年2月28日 CE0307008
被認証者の氏名又は名称 及び住所	エチレンケミカル株式会社 千葉県市原市五井南海岸12番地28
認証に係る日本産業規格の 番号及び日本産業規格の 種類又は等級	J I S K 2 2 3 3 自動車用非鉱油系ブレーキ液 3種、4種、5種、6種
鉱工業品又はその加工技術の 名称	自動車用ブレーキ液
認証に係る工場又は事業場の 名称及び所在地	エチレンケミカル株式会社 本社工場 千葉県市原市五井南海岸12番地28
認証に係る鉱工業品の製造 又は加工をする工場又は 事業場を識別するための 表示事項	—
認証契約の有効期限	—
法第30条第1項又は 第31条第1項の表示として 表示する事項及びそれに付記 する事項並びにそれらの表示 の方法	1) 表示事項 ① J I S マーク ② 日本産業規格の番号 ③ 日本産業規格の種類 ④ 登録認証機関の略号 ⑤ 認証番号 ⑥ 製造年月日及び製造番号又はそれらの略号 ⑦ 製造業者名又はその略号 ⑧ J I S 表示事項 2) 表示の方法 ① 表示単位は、1製品ごととする。 ② 表示場所は、外面とする。 ③ 表示の方法は、印刷又は印刷ラベルを容器天板に貼る。
認証を行った鉱工業品の個数 又は量並びに当該鉱工業品 又はその包装、容器若しくは 送り状に付されている識別番 号又は記号及びその表示の 方法	—
認証に係る産業標準化法の 根拠条項	産業標準化法第30条第1項